

千葉県再犯防止推進計画の概要

1 計画の概要

1 計画の趣旨

再犯防止に関する施策は、就労、住居、保健・医療、福祉等多岐にわたっており、その推進のため、国の刑事司法関係機関、県、市町村、民間団体等、地域が一丸となって取り組む指針として「千葉県再犯防止推進計画」を、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項の規定に基づく地方再犯防止計画として策定する。

2 基本理念

- ・ 罪を犯した人も様々な生きづらさを抱えた「ひとりの県民」として理解し、円滑な社会復帰を地域で支えることにより再犯を防ぎ、「県民が受ける犯罪被害の防止」や「安全で安心して暮らせる社会の実現」を図る。
- ・ 更生支援の施策は、犯罪被害者等に対する十分な配慮をもって行うものとし、その上で罪を犯した人を地域社会の一員として迎え、支え合うことにより、「誰もが暮らしやすい千葉県づくり」を推進する。

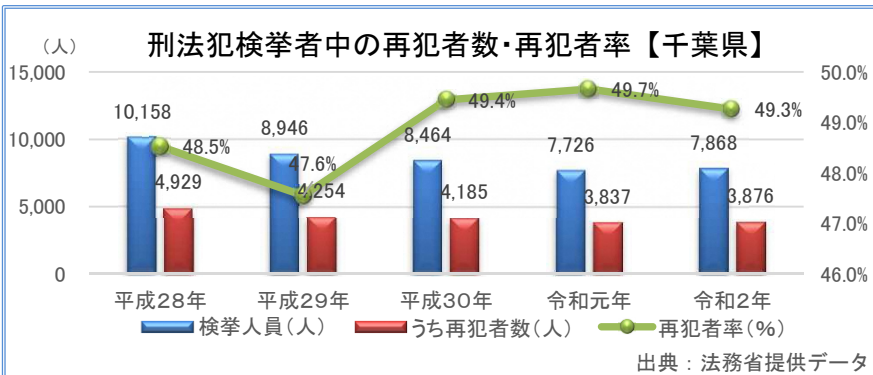
3 計画期間

令和3年度から令和7年度の5年間

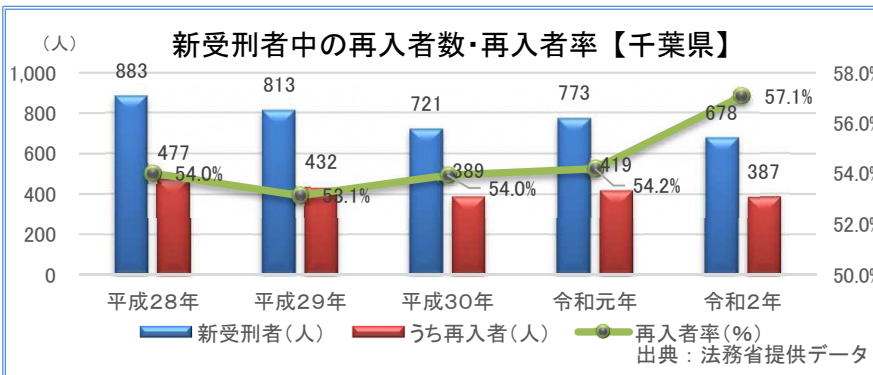
4 計画の対象者

法第2条第1項の規定に基づき「犯罪をした人等（犯罪をした人又は非行少年若しくは非行少年であった人を含む。）」とし、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。）に収容されている人や保護観察対象者のほか、微罪処分となった人、起訴を猶予された人、罰金・料となった人、刑の全部の執行を猶予された人を含む。

2 本県の再犯防止を取り巻く状況



県内の検挙人員は減少傾向にあるものの、再犯者数は検挙人員ほど減少しておらず、再犯者の割合（再犯者率）は5割弱を推移している。



刑務所入所者数は減少傾向にあるものの、再入所に係る犯行時の居住地が千葉県であった人の割合は50%以上を推移しており、初めて刑務所に入所した人よりも再入者の方が多い状況が続いている。

3 計画の目標

県・市町村、国、民間団体が連携し、犯罪をした人等が社会で孤立することなく、地域とつながりを持った生活を再建できるような施策を実施するとともに、犯罪をした人等だけでなく、犯罪被害者等を含めた県民生活の平穏を害することのないよう十分に配慮することにより、「県民が受ける犯罪被害の防止」や「安全で安心して暮らせる社会の実現」を果たし、もって「誰もが暮らしやすい千葉県」が実現することを目標とする。

5 計画の推進体制と進捗管理

- 1 推進体制** 学識経験者や刑事司法関係機関、民間団体、行政機関等を構成員とする「(仮)千葉県再犯防止推進連絡協議会」を設置し、関係者間の情報共有を通じて、関係機関の連携を図り、再犯防止のための取組を進める。
- 2 進捗管理** 千葉県再犯防止推進計画の推進に当たっては、「(仮)千葉県再犯防止推進連絡協議会」において、各取組を実施する機関からの報告や、本計画の成果指標等の数値を踏まえ、進捗状況を検証・評価するとともに、社会情勢や財政状況等も踏まえ、適宜見直しを行う。

4 具体的な取組

1 犯罪をした人等の社会復帰に向けた包括的支援体制の整備

矯正施設から出所・出院後に福祉的な支援を要する人に対し、釈放前に中核地域生活支援センター等の福祉の相談支援機関が矯正施設内で面談を行うことで、本人の状態や支援ニーズを把握し、釈放後、ただちに生活支援につなげていくことができる相談支援を実施。

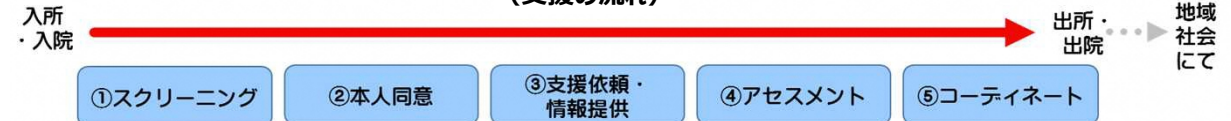
(対象者像)

- ・ 社会から切り離されることで孤立する人（住まいや仕事の喪失）
- ・ 家族や親族を頼れない人（関係性の悪化、家族自体に課題）
- ・ 相談する力の弱い人、セルフ・ネグレクト
- ・ 発達上の課題や精神疾患のある人

(取組方法)

- ・ 矯正施設における要支援対象者の抽出（スクリーニング）、県への支援依頼
- ・ 県（相談支援機関）による社会に出る前段階での福祉的支援ニーズの把握（アセスメント・面談）
- ・ 社会復帰のための生活支援体制の整備（コーディネート）

(支援の流れ)



2 県・市町村、国、民間団体等の連携強化

国との適切な役割分担のもと、個々の必要性に応じ、地方公共団体が提供する住居や就労、保健福祉、教育等の各種行政サービスや民間団体による支援への円滑なつなぎ、フォローアップを可能とする連携、協力の仕組みの構築を図る。

- ・ 県内関係者による協議の場の設置・運営
- ・ 更生支援の各分野との連携の強化（警察、検察、矯正、保護）
- ・ 県の他の計画との連携（地域福祉支援計画、青少年総合プラン、賃貸住宅供給促進計画等）
- ・ 地域の関係機関・団体に対する情報提供

※ 千葉県独自の取組として、「犯罪をした人等の社会復帰に向けた包括的支援体制の整備」を本計画における再犯防止推進計画の柱とする。

※ 刑事司法関係機関のみならず、県、市町村、民間団体等が連携して再犯の防止に取り組む体制を構築する。

※ 上記2つの取組を軸に、個別課題の解決に向けて、各関係機関において下記の取組を実施する。

3 社会における居場所の確保

- (1) 就労等の確保に向けた相談・支援等の充実
- (2) 住居の確保等

4 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- (1) 高齢者又は障害者等への支援
- (2) 薬物依存を有する人への支援
- (3) 適切な医療を必要とする人への支援

5 非行の防止・学校等と連携した修学支援の実施

- (1) 児童生徒の非行の未然防止
- (2) 学校等と連携した立ち直り支援
- (3) 学校や地域社会において再び学ぶための支援

6 犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援等の実施

- (1) 少年・若年者に対する支援
- (2) 女性の抱える問題に応じた支援
- (3) 発達上の課題を有する人に対する支援
- (4) その他犯罪をした人等の特性に応じた支援

7 民間協力者の活動の促進等、広報啓発活動の推進

- (1) 民間協力者の活動の促進
- (2) 広報・啓発活動の推進